

災害関連事業（林野関係）

事業名	災害関連緊急治山事業 【国庫補助】	林地崩壊防止事業 【国庫補助及び県費補助】
事業主体	県	市町村
県関係課	自然環境課	自然環境課
事業内容	災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧を行う	住居等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止する
採択基準	人家戸数等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道、高速道路、一般国道、都道府県道等に被害を与えると認められるもの ・ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの ・ 農地、農道、ため池又は用排水施設に直接被害を与えると認められるもの ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの
	事業費	600万円以上
	その他の要件	—
		・ 人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの
		200万円以上
		激甚災害に指定されていること

災害関連事業（林野関係）

事業名	県単集落防災事業 【県費補助】	自然災害防止治山事業 【県費補助】
事業主体	市町村	市町村
県関係課	自然環境課	自然環境課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人家に被害を与え、又は与える恐れのある箇所（立木等）の伐採等及び治山施設の新設 ・ 落石危険箇所の転石処理施設の新設 ・ 市町村の管理する治山施設の維持修繕及び改良 ・ 災害箇所の応急的措置 ・ 安全施設の新設による治山施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治山施設（床固工、山腹工等）の新設
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地崩壊防止事業の対象とならない小規模の災害地であること ・ 市町村の管理する治山施設の管理及び緊急を要する災害時の応急的工事であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害により2戸以上の人家、又は公共施設に直接被害を与える恐れがあると認められるもの

詳しくは、市町村又は管轄する農林振興局、西臼杵支庁へご相談ください。

お問い合わせ先	電話番号
中部農林振興局 林務課 森林土木担当	0985-26-7283
南那珂農林振興局 林務課 森林土木担当	0987-23-4317
北諸県農林振興局 林務課 森林土木担当	0986-23-4523
西諸県農林振興局 林務課 森林土木担当	0984-23-4725
児湯農林振興局 森林土木課 治山担当	0983-22-1351
東臼杵農林振興局 森林土木課 治山担当	0982-32-6266
東臼杵農林振興局 諸塚駐在所	0982-65-0019
東臼杵農林振興局 椎葉駐在所	0982-67-2047
西臼杵支庁 林務課 森林土木担当	0982-72-3178